

委託販売のお店『もいちど倶楽部』に出品できるものは、原則「ご家庭で不用になった日用品」（生活雑貨と衣料品）、リユース品です。

<ご利用案内より抜粋>

お預かりできるもの、できないもの

※「出品」と「お預かり」を同義で記述しています

1)お預かりできるもの・・・○

*日常生活用品全般 → 十分に使用または活用できるもの
*衣類 → 洗濯またはクリーニングを済ませ、季節にあったもの
*水着、下着、パジャマ類、寝具、タオル、ハンカチ等、直接肌に触れる品物 → 未使用品(タグ付き)に限る

2)お預かりできないもの・・・×

食料品	化粧品	医療品	動物・植物
貴金属・宝石	手作り作品	本・CD等(著作権があるもの)	
美容・健康機器	電化製品	計測機器	
靴・草履・下駄〔但し幼児の履物(サイズ20cm未満)は除く〕			
*危険物等管理に支障のあるもの		*正常な作動や十分な安全性が確認できないもの	
*安全性を伴うもの(チャイルドシート、ベビーカー、ヘルメット等)			
*傷みや汚れがあるもの	*破損しやすいもの	*法律等に違反するもの	
*社会通念上ふさわしくないもの	*縦横高さの合計が100cmを超えるもの		

- ・ その他センターの職員が適当ではないと判断したもの

上記は基本原則で、一部例外的に「出品できないもの」があります。

以下に、「出品できないもの」についての考え方をお示しします。

なお、「出品できるもの」に該当するものも、状態を拝見してからの最終判断となりますので、予めご理解、ご協力をお願いいたします。

✖・・・出品できません。 ▲・・・条件によります。

品物	説明・理由
靴→✖	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未使用品でも保管している間に、表面素材、接着や縫製など形成素材の状態が変わり、機能が劣化するため。 ・ 展示中の試し履きが、傷みを促進するため。 ・ 靴の劣化はケガにつながる危険性があるため。 <p>※ただし、20cm未満(19.5cmまで)の靴は、出品できます。</p> <p>※毎月1回開催している「洋服ポスト」では、スニーカー、サンダル、ビジネスシューズ等を集めています(紐やゴム等で左右をセットしてお出してください)。</p>

家電→✕	<ul style="list-style-type: none"> 安全性、性能の確認ができないため。
計測機器、 時計、計算機→✕	<ul style="list-style-type: none"> 精度の確認ができないため。 <p>※ただし、ものさし・メジャーは「文具」として、計量カップは「台所用品」として、砂時計は「置物」として、出品できます。</p> <p>※電卓は、「使用済小型電子機器等(9品目)」に含まれ、資源としてリサイクル活動センター等の窓口で拠点回収しています。</p>
アイス枕、カイロ、 保冷(保温)剤→✕	<ul style="list-style-type: none"> 安全性、性能の確認ができないため。
水着→▲	<ul style="list-style-type: none"> タグ付きの未使用品のみ、出品できます。 <p>※直接肌に着ける下着・靴下やタオル・ハンカチ等と同様の扱いとしています。</p> <p>※ただし、120cm未満は、使用品も出品できます。</p>
ブラトップ (下着付き衣類)→▲	<ul style="list-style-type: none"> タグ付きの未使用品のみ、出品できます。 <p>※直接肌に着ける下着・靴下やタオル・ハンカチ等と同様の扱いとしています。</p>
洗剤→▲	<ul style="list-style-type: none"> シャンプー、せっけん、食器用洗剤など、単純に洗い流すものは、出品できます。 毛染め用途など、洗浄以外の目的があるものは、出品できません。 漂白剤など液性が強く取り扱いに注意が必要なものは、出品できません。 <p>※購入後年月を経たものの出品は、ご遠慮ください。</p>
殺虫剤、 防虫剤、忌避剤→✕	<ul style="list-style-type: none"> 薬剤使用品が多いため。
浮き輪→✕	<ul style="list-style-type: none"> 安全性が確認できないため
アメニティグッズ→▲	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊施設などで提供されるアメニティグッズのうち、歯ブラシ、ヘアブラシなどは、未開封であれば、出品できます。 歯磨き粉、歯みがきシートなど口腔洗浄剤は出品できません。 <p>※「使わないものは持ち帰らない」3R活動を奨励します。</p>
景品・試供品→▲	<ul style="list-style-type: none"> 日用品の範囲のものは、出品できます。 <p>※「使わないものは持ち帰らない」3R活動を奨励します。</p>
手作品→▲	<ul style="list-style-type: none"> ご本人の手作品は、出品できません。 オーダーメイド品など購入したハンドメイド品は、出品できます。 <p>※もいちど倶楽部は、自作品の販売の場ではなく、ご家庭で不用になった日用品のリユースの場です。</p>
空き箱、空き缶、 ショッピングバッグ→✕	<p>容器包装リサイクル法が1995年に制定、1997年に施行され、事業者も消費者も容器包装のリサイクルに取り組むこととなりました。</p> <p>きれいなデザインが施されたおしゃれなものも、中身を使い終わったら材質ごと分け、資源リサイクルにお出してください。</p> <p>※資源のリサイクルにご協力をお願いします。</p>

なお、新型コロナウイルス感染症の流行後、以下の出品が中止となりました。

マスク→✕	
空気を入れて膨らませるもの→✕	ただし、完全パッケージ品は、出品できます。(浮き輪は完全パッケージ品も✕)